

帝京平成大学大学院 薬学研究科

博士課程

学位論文の評価基準

① 医療実践研究分野

在宅医療や専門医療機関との連携に必要となる、医薬品とその適正な使用に関する高度の専門知識、実践力、指導力、および倫理観を備え、わが国の地域包括ケアシステムを牽引できる能力と資質を証明するに足るものであること。

② 創薬・橋渡し研究分野

医薬品の探索、開発、供給、適正使用など、薬に関わる広範な分野において、独創的な臨床薬学研究や医療薬学研究に取り組むことができる pharmacist-scientist としての資質を備え、わが国の社会と医療の発展に貢献できることを証明するに足るものであること。

③ 医薬評価・規制研究分野

「医薬品の開発と規制の調和」、あるいは「医療と経済の調和」など、薬と社会・医療の調和に関する高度の専門性と見識を備え、わが国の社会と医療に貢献できることを証明するに足るものであること。

審査委員の体制

【予備審査】研究科委員の中から、予備審査委員として主査1名、副査2名を選出する。

【本審査】研究科委員の中から、本審査委員として主査1名、副査2名を選出する。

帝京平成大学大学院 情報科学研究科 博士課程

学位論文の評価基準

① 学位論文が満たすべき水準

下記の内容に関して、一定水準以上であると認められること。

- 1) 情報学の領域における知識と技能に基づいた研究で、新規性と独創性に富んでいる。
- 2) これまでの科学的知見に基づいて妥当かつ論理的に展開されている。
- 3) 持続的な社会の構築と人間の健康及び幸福・福祉へ貢献し、将来性・発展性がある。

② 審査の方法

論文及び口頭発表・質疑応答に対して審査を行う。

③ 審査項目

- 1) 研究の重要性と新規性・独創性
- 2) 研究方法の妥当性
- 3) 研究結果及び結論を導く過程の適切性
- 4) 研究倫理の遵守
- 5) 論文の体裁

審査委員の体制

【予備審査】研究科委員の中から、予備審査委員として主査1名、副査2名を選出する。

【本審査】研究科委員の中から、本審査委員として主査1名、副査2名を選出する。

修士課程

学位論文の評価基準

① 学位論文が満たすべき水準

下記の内容に関して、一定水準以上であると認められること。

- 1) 情報学の領域における知識と技能に基づいた研究で、新規性がある。
- 2) これまでの科学的知見に基づいた妥当かつ論理的に展開されている。
- 3) 持続的な社会の構築と人間の健康及び幸福・福祉へ貢献し、将来性・発展性がある。

② 審査の方法

論文及び口頭発表・質疑応答に対して審査を行う。

③ 審査項目

- 1) 研究の重要性と新規性
- 2) 研究方法の妥当性
- 3) 研究結果および結論を導く過程の適切性
- 4) 研究倫理の遵守
- 5) 論文の体裁

審査委員の体制

主査は指導教員とし、副査は主査の指名によって2名選出する。

帝京平成大学大学院 健康科学研究科 博士課程

学位論文の評価基準

博士論文を提出した者に対して論文審査及び試験を行い、下記項目に基づいて総合的に評価する。

- ① 学位論文の基礎となる学術論文について：専攻分野の査読付き学術雑誌に筆頭著者として原著論文が1編以上公表されている。
- ② 学位論文について：以下の条件が満たされている。
 - ・新規性：既知の事実を明示した上で、本研究で明らかになった新しい知見が根拠をもって示されている。
 - ・論理性：研究目的、研究方法、結果および考察が論理的に構成されており、結論が明確である。
 - ・研究倫理：倫理的配慮が適切になされている。
 - ・社会的及び学術的な意義や発展性、当該研究の限界や今後の課題などが述べられている。
- ③ 研究科の修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる能力について：
 - ・健康科学関連領域における専門的知識と学識を備えている。
 - ・専門分野の自立した研究者として研究を立案・遂行できるだけでなく、研究者・教育者として学生や修士課程院生などの研究を指導できる能力を備えている。
 - ・職業人および研究者としての倫理観を備え、社会に貢献することができる。

審査委員の体制

【予備審査】研究科委員の中から、予備審査委員として主査1名、副査2名を選出する。

【本審査】研究科委員の中から、本審査委員として主査1名、副査2名を選出する。

修士課程

学位論文の評価基準

修士論文を提出した者に対して論文審査を行い、下記項目に基づいて総合的に評価する。

- ① 学位論文について：以下の条件が満たされている。
 - ・ 論理性：研究目的、研究方法、結果および考察が論理的に構成されており、結論が明確である。
 - ・ 研究倫理：倫理的配慮が適切になされている。
 - ・ 社会的及び学術的な意義や発展性、当該研究の限界や今後の課題などが述べられている。
- ② 研究科の修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる能力について：
 - ・ 研究課題に関連する先行研究を基にした専門知識を身につけている。
 - ・ 自立した研究者として、論理性を持って研究を立案・遂行できる能力を身に付けている。
 - ・ 研究的視点を持って健康科学領域の諸課題に取り組むことで社会に貢献することができる。

審査委員の体制

主査は指導教員とし、副査は主査の指名によって2名選出する。

帝京平成大学大学院 看護学研究科

博士課程

学位論文の評価基準

博士学位論文は、下記項目のすべての要件を満たしていることを基準に総合的に評価する。

1) 学位論文の基礎となる学術論文について

- ・専攻分野の査読付き学術雑誌に筆頭著者として原著論文(邦文、英文によらず)が1編以上掲載されている、または掲載予定であること。
(掲載予定である場合には、掲載予定を証明する書類を提出すること)

2) 学位論文の内容に係る審査条件について

① 研究テーマ・研究課題の学術的重要性

- ・学術的もしくは社会的に重要な研究テーマであること。
- ・研究目的が明確で研究課題がケア対象者の Quality of Life(QOL)の向上や臨床及び教育現場への貢献といった看護学の発展に寄与すること。

② 研究の新規性・独創性

- ・既知の事実を明示したうえで、研究で明らかとなった新たな知見が根拠を持って示され、今後に向けて新たな提案がなされていること。

③ 研究の論理性・信頼性

- ・論文全体の構成を含め、研究目的、研究方法、結果、及び考察が、適切なデータや根拠に基づいており、一貫性のある合理的論述が展開され、研究テーマに対応した結論が的確かつ明確に示されていること。
- ・当該研究の限界や今後の課題などが述べられていること。

④ 研究倫理の遵守

- ・指定された研究倫理教育を修了していること。
- ・研究の全過程で、倫理的配慮が適切になされていること。
- ・研究手法やデータ、文献等の扱いが、研究倫理に照らして問題がないこと。

3) ディプロマ・ポリシーに掲げる能力について

学位申請者が、博士の学位を授与するに足る学力を有しているか、ディプロマ・ポリシーに照らして審査する。

- ・変化し続ける社会環境および看護、看護教育への社会的要請を理解する能力を備えている。
- ・的確な臨床判断を成し得る知識と、看護理論や技術に対する深い学識を有している。

- ・学際的な視点から看護実践や教育・研究について探求し、新たな概念や方法を開発・構築する能力を備えている。

審査委員の体制

【予備審査】研究科委員の中から、予備審査委員として主査 1 名、副査 2 名を選出する。

【本審査】 研究科委員の中から、本審査委員として主査 1 名、副査 2 名を選出する。

修士課程

学位論文の評価基準

- 1) 看護学分野における研究課題について、高度な専門知識と識見のもと自ら探求し、新たな提言などができる能力を有していること。
- 2) 論文全体の構成を含め、一貫性のある合理的な論述が展開されていること。
- 3) 人間の尊厳と権利を擁護する視点に立って、倫理的に研究を推進することができること。
- 4) 自らの研究成果を看護学教育や看護実践に活かし、社会に貢献することができること。

審査の方法

修士学位論文は、下記の項目に基づいて総合的に評価する。

- 1) 研究課題の学術的重要性：研究課題に関して、学術的・社会的な意義が認められること。
- 2) 研究方法の妥当性：研究目的を明らかにするために、適切な研究手法が選択されていること。
- 3) 研究の論理性や結論の妥当性
研究課題の設定から結論に至る論旨が論理的に展開され、研究目的に対応した結論が的確に示されていること。また、当該研究の限界や今後の課題なども述べられていること。
- 4) 研究の成果(有用性)：根拠をもって、研究の成果(有用性)が示され、看護学の発展に寄与すること。
- 5) 研究倫理の遵守
研究のすべての工程において、研究協力者への倫理的配慮が十分になされていること。また、データや文献などの使い方が、研究倫理に照らして問題がないこと。
- 6) 論文の形式・体裁：文章表現が適切で、学位論文としての体裁が整っていること。

審査委員の体制

主査は指導教員とし、副査は主査の指名によって 2 名選出する。